

研究の動向

子育て支援における保育士の葛藤と専門職倫理

十文字学園女子大学 亀崎 美沙子

はじめに—保育士の職務の二重性に伴う子育て支援の葛藤

保育士には、児童福祉法第18条の4において「児童の保育」および「児童の保護者に対する保育に関する指導（以下、子育て支援*1）」の2つの職務が規定されている。このような保育士の職務の二重性は、子育て支援実践において葛藤をもたらすこととなる。それは、“子どものために”との思いと“保護者のために”という思いの間で生じる葛藤であり、子どもと保護者のニーズの対立状況や、子どもにとって好ましくない保護者の養育態度によって顕在化することが指摘されている。例えば、木曾（2011）は保育士が子どもの発達障害の可能性に気付いたとき、“子どものために”との思いから保護者に直接的に子どもの状態像の理解を求めたり親役割や療育役割を過剰に期待したりすれば、保護者との関係崩壊を招く可能性を高め、一方で“保護者のため”の支援を優先すれば、それが“子どものため”にならないと感ぜられるために、葛藤がつきまとうことを明らかにしている。また、亀崎（2017）は、子どもと保護者のニーズが対立した場合、いずれを優先してもそこには倫理的根拠が存在するために、保育士の行う子育て支援には倫理的ジレンマ*2が生じやすく、優先順位の判断に困難が生じることを指摘している。

保育士の行う実践は保育であれ、子育て支援であれ、その目的は「子どもの最善の利益」の実現にある（亀崎2018, 25）。子どもの最善の利益は児童の権利に関する条約や児童福祉法に示され、子どもにかかわる全ての者が何よりも優先すべき理念規定である。また、子どもの権利委員会は、子どもの発達およびウェルビーイングに対

する第一義的責任を有する保護者に、乳幼児期の子どもが自らの権利を行使することができるよう支えることを求めている（United Nations Committee On The Rights Of The Child 2005）。しかしながら、保育士が“子どものために”“保護者のために”という思いの間で葛藤を抱えたとき、その解決の手立てを見出すことができなければ、結果的に子どもの最善の利益を損なうおそれもある。子育て支援の葛藤は、職務の二重性を有する保育士にとって不可避の問題であり、その解決にむけた検討は喫緊の課題である。

海外では、このような葛藤は保育専門職が職務において必然的に直面する問題として想定されており、その対応方法も検討されている。例えば、全米乳幼児教育協会（以下、NAEYC）では、倫理的ジレンマの収集と分析を行い、その対応方法を倫理綱領ガイドブックとして具体的に示している（Feeney・Freeman 2018）。また、倫理的ジレンマにおける判断の根拠として、専門職倫理を体系的かつ具体的に示す倫理綱領を作成している。対して、わが国では2000年代後半以降、保育士の行う在園児の保護者に対する子育て支援については、様々な課題や困難性が指摘されているものの、職務の二重性に伴う子育て支援の葛藤については、ほとんど目が向けられてこなかった（亀崎 2021a）。

子育て支援の葛藤に関する実態を把握するために全国の保育士を対象として調査を実施したところ（亀崎2021b）、回答者の約7割が“子どものために”“保護者のために”という思いの間で生じる子育て支援の葛藤を日常的に感じていると回答した。しかし、回答者の例示した葛藤事例を分析してみると、筆者の想定した子育て支援の葛藤、則ち、“子どものために”“保護者のために”という思いの間で生じる「板挟み型」の葛藤は、2.5割にとどまっていた。また、1割強は“子どものために”“保護者のために”との思いは読み取れず、保育士自身の「困り感」が表出されたものであった。これらの調査からは、保育士が専門職倫理意識だけでなく、母親規範意識にもとづいて子育て支援を行っている可能性があること

Misako KAMEZAKI

十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 准教授
 [著者紹介] (略歴) 東京家政大学大学院家政学専攻児童学専攻修士課程修了。江東区東陽子ども家庭支援センター“みすべ”非常勤職員、東京家政大学家政学部児童学科助教、松山東雲短期大学保育科専任講師を経て現職。
 [専門分野] 保育学

が示唆された。さらに、子育て支援に困難感を感じたとき、“子どものために”“保護者のために”との思いよりも、保育士自身の困り感が前景化される傾向が見受けられた。こうした問題の背景には、保育士の専門職倫理に関する知識の不足、保育士養成教育・現職教育における倫理教育の不足があることが見出された。

そこで本稿では、まず子育て支援の葛藤を例示した上で、その解決の手がかりとしての専門職倫理について、これまでの研究成果をもとに報告する。

1. 保育士の葛藤とその課題—A 保育士の葛藤事例の分析から

職務の二重性に伴い、保育士が経験する子育て支援の葛藤とは、どのような性質のものなのであろうか。ここではまず、亀崎（2020a）の研究結果をもとに、ある保育士の経験した子育て支援の葛藤を例示してみたい。

A 保育士は、私立保育所の正規職員として20年の勤務経験をもち、インタビュー実施時点においてクラス担任と主任を兼務していた。2015年9月に、葛藤事例に関する半構造化インタビュー調査を実施した。収集した葛藤事例を大谷（2011）による Steps for Coding and Theorization (SCAT) を用いて分析した結果、A 保育士の葛藤は図1の通りであった。SCAT 分析により生成されたストーリーラインを以下に示す。なお、<>は生成された構成概念を示す。

A 保育士の葛藤は、子ども・保護者双方に対する倫理的責任の対立により生じていると考えられる。A 保育士は母親の養育課題を把握しており、長時間保育の必要性を感じ、その意向を受け入れたいと考える一方で、家庭で過ごすことを望む子どもの意向も実現したいとの思いの間で、板挟みとなり、葛藤が生じている。このような葛藤は、いずれの選択肢にも倫理的根拠が存在することから、「倫理的ジレンマ」と呼ばれる専門職としての葛藤であると考えられる。倫理的ジレンマにおいては、一方を選択すればもう一方の実現は困難となるために、その判断には大きな困難が伴うこととなる（高良 2015）。保育士は職務の二重性を有することから、このような倫理的ジレンマは専門職として避けることのできない問題である。

2. 子育て支援の葛藤の解決の手がかりとしての専門職倫理とその課題

(1) 専門職倫理の必要性

子育て支援に倫理的ジレンマが生じたとき、その解決のためには専門職倫理を根拠とした判断が必要である。専門職倫理は、専門職としての「価値を実現するための現実的な約束事・ルール」の体系である（小山 2003）。

【A 保育士の子育て支援の葛藤】

A 保育士の担当する B 児（2 歳児クラス）は、<母親希求>と<愛情飢餓感>を示し、家庭で過ごすことを強く求めている。対して、保護者は<疲労困憊感>と<子育て苦手感>から、<意図的な保育最大利用>を行っており、休日や勤務時間以外の保育利用を希望している。こうした子ども・保護者の<相反意向の板挟み>状況において、A 保育士は両者の<ウェルビーイングの同時保障>を志向しており、B 児と保護者のどちらを優先すべきか、<優先順位判断の迷い>による葛藤が生じている。

A 保育士は、<子ども優先願望>を抱くとともに、母親を強く求める B 児の姿から園での<役割代替不可能感>を感じ、子どもの意向を優先させたいと考える。しかし、保護者の日々の<盲目的ケア要求>から、<生活課題認識>と<フラストレーション察知>を行うとともに、<背景理解にもとづく養育力把握>にもとづき、A 保育士は保護者の意向を優先する必然性が高いと考える。しかし同時に、保護者に対する<子どもニーズ理解願望>をもち続け、<試行錯誤による代弁>により、B 児の家庭で過ごしたいという思いを、保護者に向けて繰り返し代弁する。また、子育ての負担感を訴える保護者に、子育ての<楽しさ実感願望>を有している。園には、保護者の幸せが子どもの幸せにつながるという<親・子利益の一体性理念>があり、園の<保育理念の後押し>を受けて、このまま保護者の意向を受け入れることにする。しかし、保護者の<意図的な保育最大利用>が続く中で、B 児は休日にも園で過ごすことを望むようになり、<子ども意向の転換>が生じる。その結果、保育利用に関する<親・子意向の一致>に至り、両者の<相反意向の板挟み>は解消されることとなる。しかし、このことは B 児の保護者に対する<諦めによる園生活の優位化>であると感じられたために、<子ども利益判断のゆらぎ>が生じ、A 保育士の葛藤は増大した。

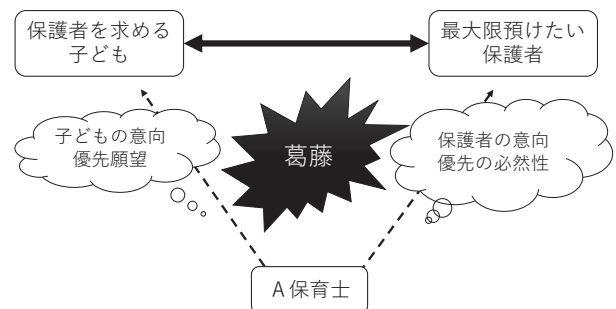


図1 A 保育士の葛藤（亀崎 2020a）

その特徴として、①専門職集団に属する者にのみ適用される「集団倫理」であること（新田 2009）、②専門職としての価値の実現を目的として、専門職としての適切な行為の基準を具体化したものであること（小山 2003；山辺 2012；福島 2015；Dubois・Miley 2014=2017）、③専門職の行う実践において適用されるものであること（Banks 2012=2016）の3点を挙げるができる。ここでいう専門職の価値とは、「専門職が『何をめざしているのか、何を大切にしているのか』という信念の体系」（小山 2003）であり、専門職が何を優先し、選択し、どのような方法を用いるのかといった判断に影響を与えるものである（福島 2015）。つまり、専門職倫理と専門職としての価値は、前者が後者を実現するための具体的な行為の規範であるという関係にある。

各種専門職は、これらを一体的に示し、明文化した倫理綱領を有している。倫理綱領の主な機能は、①サービス利用者の保護、②実践の質の確保・向上、③社会的信用の確保、④専門職のアイデンティティの確立、⑤倫理的判断の指針、⑥専門職としての行動の規制、⑦外部規制に対する防備等である（小山 2003；Banks 2012=2016；高良 2015）。Banks（2012=2016, 123）によれば、倫理綱領に含まれる内容は、概して①専門職にとって中心的な目的もしくはサービス理念、②専門職の性質や属性、③専門職が基盤にしている価値、④倫理的原則（Ethical principles；仕事を支える倫理原則の一般的表明）、⑤倫理的規則（Ethical rules）、⑥専門職の実務原則（Principles of professional practice）、⑦専門職の実務規則（Rules of professional practice）等である。

以上のように、専門職倫理は保育士が子どもや保護者の権利を保障するために、専門職として遵守すべき規範を示すものである。A 保育士の葛藤に見るように、子どもと保護者の意向が衝突し、いずれに対しても専門職として果たすべき責任が存在する場合には、優先順位の判断が困難となる。このような状況において専門職倫理を根拠として意思決定を行うことにより、専門職としての価値判断に正当性が付与されることとなる（Fry・Johnstone 2008=2010）。

（2）保育士の専門職倫理の課題

保育士の専門職倫理を明文化したものととして、保育士資格の法定化を機に2003年に「全国保育士会倫理綱領」が策定され、全国保育士会、全国保育協議会、全国社会福祉協議会により採択されている。この倫理綱領は前文と8か条（①子どもの最善の利益の尊重、②子どもの発達保障、③保護者との協力、④プライバシーの保護、⑤チームワークと自己評価、⑥利用者の代弁、⑦地域の子育て支援、⑧専門職としての責務）から構成されており、

包括的な内容となっている。この倫理綱領の策定から、20年が経過しようとしているが、そこにはいくつかの課題があると思われる。

第1に、他の専門職や他国の倫理綱領では、価値と倫理が明確に区別されているのに対して、全国保育士会倫理綱領では、これらが混然一体となって示されている点が挙げられる（鶴 2008）。保育士にとっての価値は、「子どもの最善の利益」であると考えられる。しかしこれは、児童の権利に関する条約や児童福祉法、保育所保育指針や教育・保育要領といった関係法令、あるいは全国保育士会倫理綱領などを読み解くことによって導かれるものである。保育士の専門職倫理において、その価値を明確化し、子育て支援の葛藤が生じた際に、子どもや保護者に対するどのような価値を優先し、そのために何をすべきかを、根拠にもとづき判断することができるようにする必要がある。

第2に、全国保育士会倫理綱領は保育士が誰に、どのような倫理的責任を有するのかが不明瞭であることが挙げられる。保育士が子育て支援を職務として担いつつ、子どもの最善の利益を保障しようとするとき、そこには職務の構造上、葛藤が生じることとなる。葛藤における判断の根拠として専門職倫理を活用するためには、少なくとも、子どもに対する専門職倫理および保護者に対する専門職倫理の明確化が必要である。

第3に、全国保育士会倫理綱領は具体的な行為の基準が示されておらず、実践に活用できるほど具体化がなされていない点である。このことは、倫理綱領の策定の背景がかかわっていると考えられる。例えば、NAEYC 倫理綱領は、倫理問題や倫理的ジレンマの解決をめざして作成されており、前文にはこの倫理綱領が、保育において遭遇する主要な倫理的ジレンマを解決するための共通の基盤を定めるものであることが、倫理綱領の冒頭に明記されている（NAEYC 2011）。あわせて、その作成プロセスにおいては、会員への倫理問題および倫理的ジレンマに関する調査およびワークショップが行われ、それらの内容が倫理綱領に反映されている（Freeman・Feeney 2004）。対して、日本の倫理綱領は、保育士の国家資格化に伴って策定されたことから、倫理綱領の機能のうち、専門職としてのアイデンティティの確立や社会的信用の確保に比重が置かれ、実践における具体的な問題解決の手立てとしての活用は想定されていない。

3. 子育て支援における保育士の専門職倫理の検討

このような課題に対して、学術的な検討が十分になされているとはいいがたい。専門職倫理に関する研究を概観すると、主に①保育学生や保育士等の倫理意識やその教育に関する研究（中根 2005；谷川 2011；杉野 2012；

谷川 2013; 谷川 2015; 谷川 2017), ②保育士が直面する道徳的問題に関する研究 (石井 2017), ③海外の保育者の専門職倫理に関する研究・資料 (鶴 2006; 鶴 2007; 藤川 2008; 鶴 2008; 鶴 2014; 鶴 2016; 鶴 2019) に大別される。これらの研究は、保育学生や保育者の専門職倫理に関する認識や、諸外国の専門職倫理に手がかりを求めめるものであり、保育士の専門職倫理それ自体を明らかにしたものは見当たらない。そこで次に、亀崎 (2020b) をもとに、この点に関する検討結果を報告する。

(1) 保護者および子どもに対する倫理責任の検討

保育所における保育内容および運営に関する基本原則を定めた告示である保育所保育指針から、帰納的に「保

護者に対する倫理責任」および「子どもに対する倫理責任」を抽出するために、①全国保育士会倫理綱領、②全米乳幼児教育協会倫理綱領 (以下、NAEYC 倫理綱領)、③社会福祉士の行動規範^{*3}の3つの倫理綱領と保育所保育指針との比較検討を行った。その結果、これらに共通する項目として、「保護者に対する倫理責任」および「子どもに対する倫理責任」が各8項目抽出された (表1～表2)。

さらに、両者を比較した結果 (図2)、「プライバシーの保護」「関係機関との連携」「個別的配慮」の3項目は、保護者にも子どもにも共通し、「受容」はその意味内容から部分的に共通する倫理責任であると考えられた。一方、他の倫理責任は子どもと保護者において共通のものとは

表1 保護者に対する倫理責任 (亀崎 2020b)

項目	定義
プライバシーの保護	個人情報 を適切に取り扱 うとともに、子どもの利益に反しない限り、子どもや保護者のプライバシーを保護し、知り得た秘密を保持すること。
受容	不適切と思われる言動や行動も、それを非難したり、審判したりすることなく受け止めるとともに、保護者を理解する手がかりとして捉え、かかわること。
自己決定の尊重	保護者が自ら選択・決定することができるよう、自分の価値観を押し付けることなく、保護者の意思表出を促すとともに、それを尊重すること。
意図の説明	保育に関する意図や、保育者の職務上の義務ならびに保護者の権利等について、保護者が十分に理解し、納得できるよう説明すること。
関係機関との連携	園や保育者のみでの対応に限界があると判断される場合には、地域のネットワークに参加し、関係機関等との連携・協働を図ること。
個別的配慮	特別な配慮を必要とする家庭に対して、それぞれの状況等に応じて個別の支援を行うこと。
社会資源の把握	様々なニーズに応じて適切に社会資源を紹介できるよう、それらの情報を把握すること。
子ども理解の促進	保護者が子ども理解を深め、養育力を向上させることができるよう、子ども理解の視点を伝えたり、養育モデルを示したりすること。

表2 子どもに対する倫理責任 (亀崎 2020b)

項目	定義
プライバシーの保護	個人情報 を適切に取り扱 うとともに、子どもの利益に反しない限り、子どもや保護者のプライバシーを保護し、知り得た秘密を保持すること。
受容	一人一人の子どもを独立した人格をもつ主体として尊重し、主体としての子どもの思いや願いを受け止め、かかわること。
体罰等の禁止	子どもに身体的、精神的苦痛を与えたり、発達を阻害するような行為を行ったりしないこと。
差別の禁止	子どもの性別、人種、出自、言語、宗教、健康状態、障害、家族構成、性的志向等を根拠に、その利益を否定したり、差別的に扱ったり、排除したりしないこと。
関係機関との連携	障害や慢性疾患、体調不良等が見られる場合や虐待が疑われる場合等に、適切に専門機関と連携を図ること。
多様性の尊重	子どもの国籍や言語、文化、特性、能力、家族構成等の違いを認め、尊重すること。
個別的配慮	一人ひとりの子どもの発達過程や個人差、心身の状態、生活リズム、保育時間等に配慮すること。
主体性の尊重	一人ひとりの子どもが主体的・自発的に活動できるようにするとともに、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。

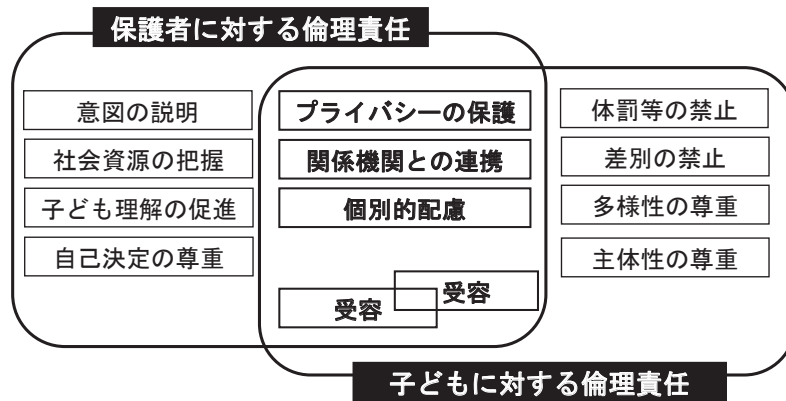


図2 保護者および子どもに対する倫理責任 (亀崎 2020b)

なっていなかった。しかし、これら以外にも、子どもにも保護者にも共通して求められる倫理責任があると考えられる。例えば、子どもに対する倫理責任としての「差別の禁止」や「多様性の尊重」は、相手が保護者であっても必要な態度である。同様に、保護者に対する倫理責任としての「意図の説明」もまた、相手が子どもであっても、保育においてその権利を尊重しようとするれば、子ども自身が園生活に関わる様々な事項を理解し、納得できるようにするためには必要な事項である。社会福祉士の倫理綱領では、「I. クライアントに対する倫理責任」として「説明責任」や「クライアントの意思決定への対応」に関する項目が示されている。保育においても、子どもの権利を保障するためには、こうした観点も重要であろう。

(2) 倫理責任の有用性とその課題

以上のように、子どもと保護者それぞれに対する保育士の倫理責任を明確化することによって、子育て支援に葛藤が生じた際、保育士が子どもと保護者、それぞれに対して何をすべきであり、何をしてはならないのかを明らかにすることができる。例えば、女の子用のドレスを着て遊ぶことを好む男児の保護者から、女の子の格好をすることをやめさせるように求められた場合について考えてみたい。この場合には、「子どもに対する倫理責任」として「受容」や「主体性の尊重」、「差別の禁止」が、また「保護者に対する倫理責任」として「受容」や「子ども理解の促進」、「意図の説明」などが該当すると考えられる。これらを踏まえると、保護者の意向に対しては「受容」はするものの、子ども自身の思いを尊重する必要性が高い。そして、子どもがどのような願いや思いのもとでその遊びを展開しているのかを説明し、「子ども理解の促進」を行うとともに、その活動を通して子どもがどのような経験をし、それがどのような学びにつながるのか、さらには、そうした子どもの姿を保育士はなぜ尊重

するのか、これらに関する「意図の説明」を行うことが必要であると考えられる。

このように、倫理責任を根拠として優先順位の判断を行うことで、対応の方向性を明確化することが可能となる。また、このような判断は個人的価値観や感情に左右されないという点で、どのような子どもや保護者にも公平な判断を可能とする。本研究では、子どもと保護者に対する倫理責任について検討を行ったが、実際の子育て支援の実践には、他の専門職のように「実践現場における倫理責任」「専門職としての倫理責任」「地域・社会に対する倫理責任」等、他の倫理責任の明確化も求められる。保育士は所属組織の中で子育て支援の実践を行っており、子育て支援の葛藤は、直接的には子どもと保護者の中で生じているとしても、その内実はより複雑であり、同僚や組織との間にも様々な考え方の相違が見られることが少なくない。加えて、保育士には地域における子育て支援も求められており、子育て支援の実践現場は園内にとどまらない。したがって、子育て支援の実践場面に活用可能な専門職倫理を明らかにするためには、これらについて検討が必要である。さらに、これらの倫理責任を果たすためには、具体的な行動の基準、即ち、行動規範についても明らかにする必要があると考えられる。

おわりに

本稿では、子育て支援の葛藤を例示した上で、その解決の手がかりとしての専門職倫理の課題、さらには保育士の子どもおよび保護者に対する倫理責任に関する研究結果を報告した。これらの研究では、先行研究のない子育て支援の葛藤について、探索的な検討を通してその内実を探ってきた。今後は、これらの研究結果を踏まえ、子育て支援の葛藤の解決のしくみを構築するために、倫理的ジレンマへの対応も含めた倫理的意思決定モデルの作成にむけて、さらなる検討を進めたい。

付 記

本研究で報告した研究は、JSPS 科研費 JP18K13121 および十文字学園女子大学プロジェクト研究費の助成を受けて実施したものである。

脚 注

- *1 保育指導とは、『保育所保育指針解説』において「保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」であり、「子どもの保育に関する専門性を有する保育士が、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指して、保育の専門的知識・技術を背景としながら行うもの」とされている(厚生労働省 2018, 328)。保育所保育指針では「子育て支援」、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「子育ての支援」という表現が用いられており、その内容は共通している。
- *2 複数の選択肢のいずれにも倫理的根拠が存在するために、専門職としての判断に迷い、葛藤すること。倫理的ジレンマにおいては、一方を選択すればもう一方の実現は困難となる(高良 2015)。
- *3 社会福祉士の行動規範は2021年3月に改訂されているが、この研究は改訂以前に実施されている。したがって、分析対象は改訂前の行動規範となっている。

文 献

- Banks, S. (2012). *Ethics and Values in Social Work*. 4th edition. London. Palgrave Macmillan. (石倉康次, 児島亜紀子, 伊藤文人監訳 (2016). ソーシャルワークの価値と倫理. 法律文化社).
- Dubois, B. L.; Miley, K. K. (2014). *Social Work: An Empowering Profession*. 8th edition. London. Person Education, Inc. (北島英治監訳 (2017). ソーシャルワーク—人々をエンパワメントする専門職—. 明石書店).
- Feeney, S.; Freeman, N. K. (2018). *Ethics and the Early Childhood Educator: Using the NAEYC Code*. Third Edition. Washington. NAEYC.
- Freeman, N. K.; Feeney, S. (2004). "The NAEYC Code is a Living Document. Young Children on the Web". NAEYC, 1-6. https://www.researchgate.net/publication/242477961_The_NAEYC_code_is_a_living_document (閲覧 2020.8.11).
- Fry, S. T.; Johnstone, M. J. (2008). *Ethics in Nursing Practice: A Guide of Ethical Decision Making*. Third edition. International Council of Nurses. (=2010, 片田範子・山本あい子. 看護実践の倫理—倫理的意思決定のためのガイド第3版—. 日本看護協会出版会.)
- 藤川いづみ (2008). 米国における保育者の倫理—Ward, E. H. と Katz, L. G. の著作を中心に—. 和泉短期大学研究紀要. Vol. 29, 1-7.
- 福島喜代子 (2015). “第5章第2節 ソーシャルワーク実践と価値”. 新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職. 第3版. 中央法規出版, 99-106.
- 石井悠 (2017). 病棟保育士が経験する道徳的問題に関する質的検討. チャイルドサイエンス. Vol. 14, 24-28.
- 亀崎美沙子 (2017). 保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤—親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐる—. 保育学研究. Vol. 55, No. 1, 68-79.
- 亀崎美沙子 (2018). 保育の専門性を生かした子育て支援—「子どもの最善の利益」をめざして—. わかば社.
- 亀崎美沙子 (2020a). 子育て支援の葛藤における保育士の意識構造—保育士の語りの質的分析から—. 十文字学園女子大学紀要. Vol. 50, 85-97.
- 亀崎美沙子 (2020b). 保育所における子育て支援に関する保育士の専門職倫理—保育所保育指針における保護者および子どもに対する倫理責任に着目して—. 保育者養成教育研究. Vol. 4, 23-33.
- 亀崎美沙子 (2021a). 保育士の子育て支援の葛藤に関する先行研究の到達点とその課題—子育て支援の課題および困難を手がかりに—. 十文字学園女子大学紀要. Vol. 51, 81-94.
- 亀崎美沙子 (2021b). 子育て支援における葛藤の類型とその課題—保育士のとらえる葛藤事例の分析から—. 日本保育者養成教育学会第5回研究大会プログラム・抄録集. 110.
- 木曾陽子 (2011). 「気になる子ども」の保護者との関係における保育士の困り感の変容プロセス—保育士の語りの質的分析より—. 保育学研究. Vol. 49, No. 2, 84-95.
- 厚生労働省編 (2018). 保育所保育指針解説. フレーベル館.
- 高良麻子 (2015). “第7章 専門職倫理と倫理的ジレンマ”. 新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職. 社会福祉士養成講座編集委員会編. 第3版. 中央法規出版, 138-158.
- 小山隆 (2003). 福祉専門職に求められる倫理とその明文化. 月刊福祉. Vol. 86, No. 11, 16-19.
- NAEYC (2011). “Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment”. https://www.naeyc.org/sites/default/files/globally-shared/downloads/PDFs/resources/position-statements/Ethics%20Position%20Statement2011_09202013update.pdf (閲覧 2021.3.7).
- 中根真 (2005). 保育士養成における導入教育ワークショップ—全国保育士会倫理綱領を活用した新たな試み—. 保育士養成研究. No. 23, 31-40.
- 新田孝彦 (2009). 世界市民としての専門職業人—専門職倫理の綱領的理念—. 応用倫理. 1. 北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター. 1-14.
- 大谷尚 (2011). 明示的手続きで着手しやすく小規模データ

- に適用可能な質的データ分析手法. 感性工学. Vol. 10, No. 3, 155-160.
- 杉野寿子 (2012). 保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育—倫理綱領作成演習からの考察—. 別府大学短期大学部紀要. Vol. 31, 155-162.
- 谷川友美 (2011). 保育を学ぶ学生の倫理教育に関する研究—道徳的推論および道徳的発達段階の調査より—. 別府大学短期大学部紀要. Vol. 30, 35-46.
- 谷川友美 (2013). 保育実践における倫理—倫理的な保育実践システムの構築を目指して—. 別府大学短期大学部紀要. Vol. 31, 51-60.
- 谷川友美 (2015). 倫理の感度を測る指標づくり—保育実践支援システムの構築を目指して—. 別府大学短期大学部紀要. Vol. 34, 55-65.
- 谷川友美 (2017). 子育て支援者 (サポーター) が考える職業倫理の原理に関する研究—子育て支援員研修カリキュラム参加者へのアプローチから見えるもの—. 別府大学短期大学部紀要. Vol. 36, 31-37.
- 鶴宏史 (2006). 翻訳: アオテアロア/ニュージーランドにおける保育倫理綱領 (第2版). 児童教育学研究. Vol. 25, 52-68.
- 鶴宏史 (2007). 翻訳資料: アメリカの保育者の倫理綱領および責任声明—全米乳幼児教育協会 (NAEYC) の公式声明 (2005年改訂版). 社会問題研究. Vol. 57, No. 1, 179-197.
- 鶴宏史 (2008). アメリカにおける保育者の倫理綱領の策定過程に関する研究—我が国の保育領域の専門職倫理研究および実践の課題—. 神戸親和女子大学研究論叢. Vol. 41, 109-120.
- 鶴宏史 (2014). 資料解題: 全米乳幼児教育協会 (NAEYC) の倫理綱領および責任声明 (2005年改訂版2011年更新版). 武庫川女子大学大学院教育学研究論集. 第9号, 133-135.
- 鶴宏史 (2016). 資料解題: “第3章”. 倫理と保育者. 2版. 武庫川女子大学大学院教育学研究論集. 第11号, 57-64.
- 鶴宏史 (2019). 資料解題: “第5章”. 倫理と保育者. 2版. 武庫川女子大学学校教育センター年報. 第4号, 189-202.
- United Nations Committee on the Rights of the Child (2005). “*Convention on the Rights of the Child General Comment No. 7 ‘Implementing child rights in early childhood’*”. https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fGC%2f7%2fRev.1&Lang=en (閲覧 2020.12.31).
- 山辺朗子 (2012). “第1章 ソーシャルワークにおける援助の倫理”. 岡村理論の継承と発展④ソーシャルワーク論. 小寺全世・岩田泰夫・小西加保留・眞野元四郎編著. ミネルヴァ書房, 2-16.